

(第1号様式の2) 老人福祉電話貸与契約書

松山市福祉事務所長（以下「甲」という。）と、老人福祉電話借受者（以下「乙」という。）との間に、次のとおり貸与契約を締結する。

第1条 甲は以下の内容において乙に貸与する。

- (1) 貸与項目 老人福祉電話1台
- (2) 貸与場所 松山市 町 丁目 番 号
番地
- (3) 貸与期間 設置の日から貸与を必要としなくなるまで
- (4) 使用料 措置費及び基本使用料は甲の負担とし、通話使用料及びその他の追加経費については乙の負担とする。

第2条 乙は、善良な管理者の注意をもって貸与された福祉電話を維持管理するものとし、その福祉電話を他の目的に使用し、又は担保に供してはならない。

2 乙は、通話使用料等を遅滞なく納付するものとする。

第3条 乙は、福祉電話の全部若しくは一部を破損し、又は紛失した場合（以下「破損等」という。）は、直ちに甲にその詳細な状況を報告し、その指示に従うものとする。

2 乙は、破損等の原因が火災又は盗難であるときは、その事実を証する関係官公署の発行する証明書を添付するものとする。

3 乙は、破損等が乙の責に帰すべき理由によるときは、その損害を弁償しなければならない。

第4条 乙は、福祉電話を必要としなくなったとき、又は市外に転出のときは、速やかに甲に返還を申し出なければならないものとする。

第5条 甲は、乙がこの契約に違反したと認められるとき、又は第2条第2項に定める義務を履行しないときは福祉電話の貸与を中止するものとする。

第6条 この契約書に定めのない事項については、松山市財務会計規則のよるものとし、同規則に定めのない事項については、必要事項に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を
保有するものとする。

年 月 日

「甲」松山市ニ番町四丁目7番地2

松山市福祉事務所長 印

「乙」松山市 町 丁目 番 号
番地

(氏名) 印